

9-7 消費生活相談件数

(単位：件)

商品別分類	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	構成比 (%)	受付件数	苦情件数												
【 総 件 数 】	100.0	3,297	2,804	100.0	3,001	2,628	100.0	3,089	2,711	100.0	3,118	2,856	100.0	2,942	2,674
【 商 品 全 体 】	42.9	1,414	1,237	45.4	1,363	1,250	43.8	1,352	1,219	49.4	1,540	1,456	47.8	1,406	1,305
商 品 一 般	15.6	514	458	14.2	427	394	10.3	317	279	8.0	251	231	9.7	284	249
食 料 品	5.6	183	162	6.5	194	175	7.3	225	209	9.2	288	276	7.2	212	192
住 居 品	2.3	76	61	3.2	95	87	3.0	93	86	3.8	117	115	3.3	97	89
光 熱 水 品	1.1	35	29	1.2	37	32	2.1	65	58	1.3	41	39	1.7	50	48
被 服 品	2.7	88	81	3.7	111	102	3.9	119	111	4.3	133	129	5.6	166	161
保 健 衛 生 品	2.7	90	78	4.1	124	120	5.6	173	163	7.8	243	226	6.7	196	189
教 養 娛 楽 品	8.2	270	238	7.4	223	203	6.7	207	187	9.2	287	274	8.3	244	229
車 両 ・ 乗 り 物	2.1	70	59	2.2	66	65	2.0	63	58	2.4	75	74	2.5	73	71
土 地 ・ 建 物 ・ 設 備	2.6	85	69	2.7	80	67	2.6	79	59	3.2	99	87	2.6	77	70
他 の 商 品	0.1	3	2	0.2	6	5	0.3	11	9	0.2	6	5	0.2	7	7
【 役 務 全 体 】	51.9	1,710	1,509	50.0	1,499	1,329	51.7	1,597	1,445	47.0	1,464	1,347	48.7	1,433	1,330
ク リ ー ニ ン グ	0.6	19	19	0.4	13	13	0.2	6	6	0.3	10	9	0.3	9	8
レ ン タ ル ・ リ ー ス ・ 賃 借	5.7	187	170	5.7	171	155	5.5	169	157	5.9	185	175	5.3	156	152
工 事 ・ 建 築 ・ 加 工	2.7	88	77	3.2	95	84	2.6	81	70	3.1	96	89	3.3	98	88
修 理 ・ 補 修	0.4	14	13	0.5	16	15	1.0	30	29	1.4	42	37	1.0	29	25
管 理 ・ 保 管	0.1	2	2	0.1	2	2	0.1	4	4	0.2	7	7	0.0	1	1
役 務 一 般	0.3	9	8	0.2	6	6	0.4	11	9	0.4	11	11	0.3	10	9
金 融 ・ 保 険 サ ー ビ ス	7.3	242	211	8.8	264	236	7.0	216	197	6.1	189	172	6.6	195	181
運 輸 ・ 通 信 サ ー ビ ス	22.9	755	730	18.1	543	523	16.0	494	471	17.6	549	525	8.8	259	240
教 育 サ ー ビ ス	0.4	13	10	0.4	11	9	0.3	11	9	0.8	26	24	0.6	16	15
教 養 ・ 娛 楽 サ ー ビ ス	1.8	59	53	2.3	70	65	2.7	83	79	1.6	50	46	10.0	295	293
保 健 ・ 福 祉 サ ー ビ ス	3.3	108	78	3.7	111	87	8.8	271	231	3.9	121	110	4.8	140	121
他 の 役 務	4.5	147	114	4.4	131	117	5.2	160	145	4.3	135	125	6.3	184	174
内 職 ・ 副 業 ・ ね ず み 講	0.7	22	19	0.3	10	9	1.0	32	31	0.2	5	5	0.4	11	11
他 の 行 政 サ ー ビ ス	1.4	45	5	1.9	56	8	0.9	29	7	1.2	38	12	1.0	30	12
【 他 の 相 談 】	5.2	173	58	4.6	139	49	4.5	140	47	3.6	114	53	3.5	103	39

資料：協働推進部消費生活センター

※以下は、「消費生活年報2022」（独立行政法人 国民生活センター）における用語の説明から抜粋したものである。

「商品一般」：商品の相談であることが明確であるが、分類を特定できない、または特定する必要のないもの。身に覚えがない請求に関する相談が目立つ。

「保健衛生品」：人の身体を清潔にし、美化し、または健康を保ち、疾病を治療するために使用される商品。医薬品、医療機器（医療用具）、化粧品など。

「教養娯楽品」：主として教養、事務または娯楽・趣味の目的で使用される商品。パソコン、固定・携帯電話機、電話関連の機器・用品、音響・映像製品、スポーツ用品など。

「運輸・通信サービス」：旅客・貨物運送サービスおよび電話、放送、インターネット等の通信サービス。

「他の行政サービス」：消費者問題に直接関係のない相談で、相談の相手方が行政機関であるもの。

「相談その他」：主に「売り手」対「買い手」という図式でないもののうち、交通事故や個人間の借金の相談や、その他の既定の分類に当てはまらないもの。